

**古賀市**  
**地域クラブ認定基準及び遵守事項**

**令和 7 年〇月**

**古賀市**

# 目 次

|     |                          |   |
|-----|--------------------------|---|
| 1   | 地域クラブの認定要件等              | 2 |
| (1) | 地域クラブの定義                 |   |
| (2) | 地域クラブの認定要件               |   |
| 2   | 認定にかかる具体的な要件及び遵守事項       | 3 |
| (1) | 認定クラブの活動時間及び適切な休養日等の設定   |   |
| ①   | 活動時間                     |   |
| ②   | 週当たりの休養日                 |   |
| ③   | 活動場所・活動時間                |   |
| (2) | 中学校備品借用及び施設利用に当たっての遵守事項等 |   |
| ①   | 学校備品の貸し出し                |   |
| ②   | 活動場所の鍵の管理                |   |
| ③   | 部室の利用                    |   |
| (3) | 適切な指導の実施                 |   |
| ①   | 体罰等禁止の徹底                 |   |
| ②   | 適切な人間関係の形成               |   |
| ③   | 生徒の意見を反映した指導             |   |
| ④   | 生徒のよさを伸ばす指導              |   |
| ⑤   | 無理のない活動                  |   |
| ⑥   | 指導者の指導力向上                |   |
| (4) | 健康・安全確保・安全対策の実施          |   |
| ①   | 危機管理の徹底                  |   |
| ②   | 施設設備等の安全点検               |   |
| ③   | 活動場所の安全配慮                |   |
| ④   | 移動時の安全対策                 |   |
| (5) | 大会等への参加                  |   |
| ①   | 年間計画の作成                  |   |
| ②   | 日本中学校体育連盟等が主催する大会への参加    |   |
| (6) | 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減       |   |
| (7) | 保険の加入                    |   |
| (8) | 認定に係る要件及び遵守事項に従わなかった場合   |   |
| 3   | 認定クラブに対する支援              | 8 |
| (1) | 学校施設の利用                  |   |
| (2) | 学校備品の使用                  |   |
| (3) | 部室等の利用                   |   |
| (4) | 運営上の支援                   |   |
| 4   | 地域クラブの認定を受けるための手続きなど     | 9 |
| (1) | 認定に係る申請手続き               |   |
| (2) | 認定クラブの活動に関する手続き          |   |
| 5   | その他                      | 9 |
| (1) | 情報提供の協力                  |   |
| (2) | 連絡会議等への参加                |   |

## 1 地域クラブの認定要件等

### (1) 地域クラブの定義

- 学校部活動が果たした役割・意義を継承・発展させる理念を有し、古賀市内においてスポーツ・文化芸術活動を展開する地域クラブ
- 学校と良好な関係を保ち、学校部活動との連携や相互協力を図りながら、学校の垣根を越えて生徒を受け入れる、市立中学校等を拠点として活動する地域クラブ
- 自主自律を基本とし、多くの生徒の参加や、様々なスポーツ・文化芸術環境の提供に資することを旨とする地域クラブ

### (2) 地域クラブの認定要件

市は、下表の認定要件を満たす地域クラブを地域クラブ（以下「認定クラブ」という。）として認定する。

#### ■認定要件

| 要件                              | 内容                                                                                        |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子どもたちに活動の場を継続的に保証すること           | * 学校部活動から移行する生徒や、学校の垣根を越えて参加する生徒を受け入れること                                                  |
| 活動の持続性を担保するための指導・運営体制が構築されていること | * 規約等が定められており、クラブ参加者全員で共有されていること。また、複数のスタッフ体制を有し、スキルコーチとクラブ運営マネージャーの役割等、指導・運営体制が確立されていること |
| クラブ活動の運営に必要な競技団体のコーチ資格等を取得すること  | * 各種競技団体で必要な大会出場資格や公式審判員資格等を取得すること<br>* 最新の指導方法や指導内容について、研修等の受講を通して身につけること                |
| 活動拠点の中学校との信頼関係を構築すること           | * 認定クラブは主に中学校等の運動場や体育館を拠点として活動をするため、拠点となる中学校等施設の現状回復や中学校部活動との調整を行うとともに、学校側と良好な関係を築くこと     |
| プレイヤーファーストの一貫した指導の在り方を明示すること    | * 生徒が安全かつ健全に、そして楽しくプレイして、子ども達の技術面や精神面が向上していくための指導方針に基づきコーチングを行うこと                         |
| 適切な活動時間により活動すること                | * スポーツ医・科学に基づき、バランスのとれた健全な成長の確保の観点から、適切な休養日や活動時間を設定すること                                   |
| 市が推進する学校部活動の地域移行について、市へ協力すること   | * 市の求めに応じ、必要な会議等へ参画すること<br>* 活動内容や経理状況等について、市の求めに応じ報告すること                                 |

## 2 認定にかかる具体的な要件及び遵守事項

### (1) 認定クラブの活動時間及び適切な休養日等の設定

地域クラブ活動は、学校部活動と同様に、家族で過ごす時間や家庭学習等にも取り組める時間を保障するとともに、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学や、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点も踏まえ、適切な活動時間及び適切な休養日を設定する必要がある。そのため、地域クラブは、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定するものとする。

なお、学校の長期休業期間中も同様の取扱いとする。

#### ①活動時間

1日の活動時間は、平日は2時間以内、休日3時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

週当たりの活動時間における上限は、16時間未満（＊1）とする。

＊1：「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

#### ②週当たりの休養日

週当たり3日以上休養日を設ける。（原則として、平日2日以上、休日1日以上を休養日とする。ただし、指導者の仕事等の都合や練習会場確保の都合により、休日に連続して活動する場合は、平日の活動を2日以内とする。

#### ③活動場所・活動時間

主な活動場所は、市立小中学校施設や古賀市武道館等の社会体育施設とする。なお、各施設の利用時間(\*2)は、以下を基本とする。

- ・体育館、武道場、武道館【平日】17:00～20:00      【土日】8:30～20:00
- ・運動場                                      【平日】17:00～日没(\*3)      【土日】8:30～日没(\*3)

\*2：中学校体育施設の平日開放時間は現行18時からのため、規則を改正予定

\*3：古賀西小学校の運動場についてはナイター設備があるため、日没後20:00まで利用可

【参考】学校部活動の部活日と休養日

| 学年                      | 部活動として活動できる期間<br>(令和7年4月時点の学年)  |    | 時間帯     | 月                                 | 火                       | 水              | 木    | 金    | 土                                    | 日                          |
|-------------------------|---------------------------------|----|---------|-----------------------------------|-------------------------|----------------|------|------|--------------------------------------|----------------------------|
|                         | 4月                              | 3月 | ～17時    | 部活動<br>休養日                        | 部活動可                    | 部活動<br>休養日     | 部活動可 | 部活動可 | ①部活動可<br>②部活動可<br>③部活動可<br>④部活動可     | 部活動<br>休養日<br>一般開放<br>(終日) |
| 令和7年4月<br>～<br>令和8年3月   | 4月                              | 3月 | 18時～22時 | 体育館：一般開放                          |                         | グラウンド：日曜のみ一般開放 |      |      |                                      |                            |
| 学年                      | 部活動として活動できる期間<br>(令和8年4月時点の学年)  |    | 時間帯     | 月                                 | 火                       | 水              | 木    | 金    | 土                                    | 日                          |
|                         | 4月                              | 3月 | ～17時    | 部活動<br>休養日                        | 部活動可                    | 部活動<br>休養日     | 部活動可 | 部活動可 | ①部活動休養日<br>②部活動可<br>③部活動可<br>④部活動可   | 部活動<br>休養日<br>一般開放<br>(終日) |
| 令和8年4月<br>～<br>令和9年3月   | 4月                              | 3月 | 17時～20時 | 体育館・グラウンド・音楽室等：地域クラブ・クラブ（スクール）利用可 |                         |                |      |      |                                      |                            |
|                         |                                 |    | 20時～22時 | 体育館・グラウンド：一般開放                    |                         |                |      |      |                                      |                            |
| 学年                      | 部活動として活動できる期間<br>(令和9年4月時点の学年)  |    | 時間帯     | 月                                 | 火                       | 水              | 木    | 金    | 土                                    | 日                          |
|                         | 4月                              | 3月 | ～17時    | 部活動<br>休養日                        | 部活動可                    | 部活動<br>休養日     | 部活動可 | 部活動可 | ①部活動休養日<br>②部活動可<br>③部活動休養日<br>④部活動可 | 部活動<br>休養日<br>一般開放<br>(終日) |
| 令和9年4月<br>～<br>令和10年3月  | 4月                              | 3月 | 17時～20時 | 体育館・グラウンド・音楽室等：地域クラブ・クラブ（スクール）利用可 |                         |                |      |      |                                      |                            |
|                         |                                 |    | 20時～22時 | 体育館・グラウンド：一般開放                    |                         |                |      |      |                                      |                            |
| 学年                      | 部活動として活動できる期間<br>(令和10年4月時点の学年) |    | 時間帯     | 月                                 | 火                       | 水              | 木    | 金    | 土                                    | 日                          |
|                         | 4月                              | 3月 | ～17時    | 部活動<br>休養日                        | 部活動可                    | 部活動<br>休養日     | 部活動可 | 部活動可 | ①部活動休養日<br>②部活動可<br>③部活動休養日<br>④部活動可 | 部活動<br>休養日<br>一般開放<br>(終日) |
| 令和10年4月<br>～<br>令和10年8月 | 4月                              | 3月 | 17時～20時 | 体育館・グラウンド・音楽室等：地域クラブ・クラブ（スクール）利用可 |                         |                |      |      |                                      |                            |
|                         |                                 |    | 20時～22時 | 体育館・グラウンド：一般開放                    |                         |                |      |      |                                      |                            |
| 学年                      | 部活動として活動できる期間<br>(令和10年9月時点の学年) |    | 時間帯     | 月                                 | 火                       | 水              | 木    | 金    | 土                                    | 日                          |
|                         | 9月                              | 8月 | ～17時    | ×                                 | 総合文化<br>スポーツクラブ<br>(予定) | ×              | ×    | ×    | ×                                    | 一般開放<br>(終日)               |
| 令和10年9月<br>～            | 9月                              | 8月 | 17時～20時 | 体育館・グラウンド・音楽室等：地域クラブ・クラブ（スクール）利用可 |                         |                |      |      |                                      |                            |
|                         |                                 |    | 20時～22時 | 体育館・グラウンド：一般開放                    |                         |                |      |      |                                      |                            |

※土曜日に設定された部活動休養日には、地域クラブとして活動することができます。

## (2) 中学校備品借用及び施設利用に当たっての遵守事項等

認定クラブは、学校施設及び学校備品の内、市または市教育委員会が指定するものについて、本来の活動目的に沿った使用に限り、借用することができる。

借用に必要な費用は原則無償ですが、その活動の主旨、内容等に即して市が定める場合がある。

借用にあたり、認定クラブは善良な管理者の注意義務をもって借用物の管理にあたらなければならない。また、使用に関して認定クラブ（その構成員を含む。以下同様）が自己または第三者に与えた損害、認定クラブの責任において共同借用者となった者が与えた損害について、その一切の責任をクラブが負うものとする。

また、学校施設の利用に関しては、市事業、学校行事、部活動、地域行事、他の認定クラブ等の関係者との調整のもと行うため、認定クラブは調整に係る活動場所や活動時間の決定及び変更について全面的に協力すること。

### ① 学校備品の貸し出し

認定クラブは、活動に際して必要な備品等を学校から借用することができる。借用備品の

品目その他については、認定クラブと備品管理者で協議して定める。

[学校備品の貸し出しを受けるに当たっては、以下の事項を遵守すること]

- ・借用備品を破損した場合は、市へ報告を行うとともに、認定クラブ予算にて現状復帰を行うこと。
- ・備品借用申請書を市に提出すること。

## ②活動場所の鍵の管理

認定クラブは、利用する学校施設の鍵を管理することができる。

[鍵の管理に当たり、以下の事項を遵守すること]

- ・借用目的以外の用途で使用しないこと。
- ・借用する鍵等の複製は絶対に行わないこと。
- ・借用する鍵等を紛失した場合は直ちに市に報告すること。

## ③部室の利用

認定クラブは、利用する学校施設において、使わなくなった部室等を、共同で利用することができる。

使用できる部室等については、学校と調整の上、使用可能となった時点で市が指定する。

[部室等を利用するに当たり、以下の事項を遵守すること]

- ・活動に必要な私物は置かないこと。
- ・複数の認定クラブと使用するため、使用者間で協力して管理に当たるとともに、配置備品を精査するなど、使用は必要最小限とすること。

## (3) 適切な指導の実施

### ①体罰等禁止の徹底

殴る、蹴るのほか、長時間にわたる正座をさせる、給水をさせない、休憩をとらせない、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどと判断される発言や態度などは体罰等の許されない指導にあたるため、絶対に行わないこと。これらを「厳しい指導」として正当化することや「信頼関係があれば許される」と考えることは誤りであり、決して許されるものではないとの認識をもつとともに保護者等への啓発に努めること。

### ②適切な人間関係の形成

勝利のみを目指すのではなく、連帯感、責任感等を育成することに努めること。また、異年齢集団における上級生、下級生等の適切な人間関係の在り方についても指導すること。

### ③生徒の意見を反映した指導

独善的な指導ではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の主体性を尊重しつつ、目標や活動内容を検討すること。

### ④生徒のよさを伸ばす指導

技能向上に向けて生徒のよさを見つけて伸ばす指導を適切に行うこと。

## ⑤無理のない活動

生徒の発達の段階、体力、技能の習熟度に応じた練習や日々の健康観察に基づいた無理のない活動を行うこと。

また、生徒がバーンアウトすることなく、生涯を通じてスポーツ・文化芸術に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。

なお、スポーツ活動に関わる指導者は、スポーツ医・科学の観点から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であることや、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことを正しく理解しておくこと。あわせて、分野の特性を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入及び適切な休養を取ることにより、短時間で効果が得られる指導に努めること。

## ⑥指導者の指導力向上

県や市、スポーツ協会や文化協会、各種競技団体等が主催する指導者研修会等に積極的に（年1回以上）参加し、最新の研究成果等を入手するとともに、客観的な科学的根拠に基づいたスポーツ医・科学の見地や、コーチング及びマネジメントの理論、スポーツ・インテグリティの確保等を踏まえた指導に努めること。

# （４）健康・安全確保、安全対策の実施

## ①危機管理の徹底

生徒の様々な活動において、突然死や熱中症等が発生していることに鑑み、事故の未然防止や事故が起こった場合の対処方法の確認、医療関係者等への連絡体制の整備を盛り込むなど、危機管理に関するマニュアルを作成すること。

特に、近年の平均気温が上昇していることから、熱中症対策については次の点に十分留意すること。

- ・活動前は、睡眠時間や朝食の摂取状況、健康状態等を把握し、活動に不安等のある生徒については、状況に応じて見学を指示するなど積極的に休養させること。
- ・活動中の服装は軽装とし、帽子の着用やテントの活用、窓の開閉等により、暑さを防ぐ工夫をすること。また、活動中は、こまめな水分・塩分補給などを行わせるとともに、定期的な休憩をとり、濡れタオルなどで体温放散に努めさせること。
- ・スポーツ活動においては、短時間で軽めの運動等、負荷の小さい活動から徐々に慣らしていくなど、きめ細かな計画のもとに活動を実施すること。
- ・活動終了後は、健康観察を十分に行うとともに、翌日以降も活動が続く場合は十分な睡眠をとるなど、健康状態の維持について指導を行うこと。
- ・暑さ指数（WBGT）等を活用し、気象情報や生徒の体調を踏まえ、躊躇なく計画の変更・中断等を行うなど適切な措置を講ずること。

また、天候の急変による急激な気温の低下や、地震・落雷・台風・降雪等の自然災害にも十分留意し、生徒の健康・安全管理に万全を期すこと。

なお、万一、事故が発生した場合は、危機管理マニュアルに則り、迅速かつ適切な対応を行うこと。

## ②施設設備等の安全点検

施設設備及び用具を適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを認識し、器具等については、生徒に事前に使用法や危険性を十分に指導する等、危険回避を図ること。

特に移動式設備・用具については確実に固定するとともに、保管時も転倒等の防止策を講じること。

## ③活動場所の安全配慮

複数の団体が同じ活動場所を使用して練習する場合においては、人員配置等により危険回避を図ること。例えば、ボールや陸上競技の投てきなどの活動については、ボールや投てき物の到達範囲を考慮し、練習内容に応じて活動時間を変更するなど、安全対策を確実に行うこと。

## ④移動時の安全対策

練習や大会における自転車、公共交通機関、送迎などによる生徒の移動において、事故事件に遭うことがないように、本人への指導と保護者との連携を十分に図ること。

# (5) 大会等への参加

## ①年間計画の作成

指導者は、学校行事、地域行事等を鑑みながら、関係者等との調整の上、大会等の参加に関する年間計画を作成し、生徒、保護者及び関係者に周知すること。

## ② 日本中学校体育連盟等が主催する大会への参加

日本中学校体育連盟、福岡県中学校体育連盟等が主催する大会に参加を希望する認定クラブは、連盟が定める大会参加規程に基づき参加し、本認定基準2（1）に記載の活動時間及び休養日を遵守すること。なお、参加申込等の手続きは、認定クラブが行うこと。

# (6) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

地域クラブ活動に係る費用は、参加者から徴収する会費をもって充てること。なお、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること。

また、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うこと。

# (7) 保険の加入

万が一の活動中の事故等に備えるとともに、活動に参加する生徒や保護者、指導者が安心して参加できるようスポーツ安全保険等に参加すること。

# (8) 認定に係る要件及び遵守事項に従わなかった場合

上記「2 認定にかかる具体的な要件及び遵守事項」、その他管理者が指示する事項に従



わない場合または利用等にあたり不適切、不誠実な取り扱いが生じた際は、市または市教育委員会は施設の提供等をただちに中止するものとする。

また、再三の指導にも関わらず、「2 認定にかかる具体的な要件及び遵守事項」、その他管理者が指示する事項について改善が図られない場合は、認定を取り消すものとする。

### **3 認定クラブに対する支援**

#### **(1) 学校施設の利用**

認定クラブは、市または市教育委員会が指定する学校施設について、優先的に利用することができる。

利用料は無料とし、照明料等の実費は認定クラブが支払うものとする。利用の詳細については、学校、市、市教育委員会、認定クラブその他関係者で協議して定める。

#### **(2) 学校備品の使用**

認定クラブは、学校、市または市教育委員会が指定する学校備品について使用することができる。

使用料は無料とし、備品に付随する消耗品、メンテナンス等の実費は認定クラブが支払うものとする。使用の詳細については、学校、市、市教育委員会、認定クラブその他関係者で協議して定める。

#### **(3) 部室等の利用**

認定クラブは、市または市教育委員会が指定する部活動の廃止に伴う空部室等について、他の認定クラブと共同利用することができる。使用の詳細については、学校、市、市教育委員会、認定クラブその他関係者で協議して定める。

#### **(4) 運営上の支援**

認定クラブは、市または市教育委員会から、認定クラブを運営する上で必要な手続きその他についてのアドバイスや、情報提供、広報周知の協力その他の支援を受けることができる。

## 4 地域クラブの認定を受けるための手続きなど

### (1) 認定に係る申請手続き

地域クラブの認定を受けようとする際は、以下の書類を市に提出すること。

- 申請書〔申請時〕
- 誓約書〔申請時〕
- 地域クラブ規約〔申請時〕
- 指導者指導方針等（含：危機管理に関するマニュアル）〔申請時〕
- 活動計画〔申請時〕
- 役員・スタッフ名簿〔申請時〕
- 予算書〔申請時または活動開始前〕
- クラブ員名簿〔申請時または活動開始前〕

### (2) 認定クラブの活動に関する手続き

- 年間活動計画〔年間活動の開始前〕
- 活動実績報告書〔年間活動の終了時〕
- 決算書（活動費がわかるもの）〔年間活動の終了時〕
- 施設等利用計画〔活動月の前月20日前まで〕

## 5 その他

### (1) 情報提供の協力

古賀市は、中学生も参加できる地域クラブ活動リストを作成し、市ホームページ等で情報発信する。これについて認定クラブは、当該団体の情報提供や資料作成に協力すること。

### (2) 連絡会議等への参加

古賀市は、活動する上での課題整理、活動場所の利用調整、貸し出し備品の確認、情報共有等を目的に、認定クラブ等で構成する連絡会議を開催する。認定クラブは、当該会議へ参加すること。

#### 【本認定基準及び遵守事項の見直し】

国及び県の方針、古賀市部活動ガイドライン等も鑑み、本認定基準及び遵守事項について適宜見直しを図り、改訂する。